

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の特別措置について

拝啓、時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

この度、経済産業省資源エネルギー庁が実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る補助金交付が延長となりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 適用期間

2023年12月使用分までの電気料金

2. 対象施設

特別措置が適用される低圧／高圧供給の種別毎の対象施設は以下の通りです。

低圧供給	高圧供給
hitoto 広島 The Tower (住戸)	ラポーレ広島東千田
hitoto 広島ナレッジスクエア (住戸)	CLiP HIROSHIMA
hitoto 広島ナレッジスクエア (テナント区画)	ルネサンス広島東千田 24 広島大学東千田キャンパス

3. 特別措置の内容

この特別措置に係る値引額は、そのひと月の使用電力量に次に定める値引単価を適用して算定いたします。

ご利用月に適用する燃料費調整額から次の金額を差し引き、ご請求させていただきます。

1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭(税込)※1
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭(税込)

※1 一般的な家庭(低圧)の平均電気使用量(260kWh/月)の場合、月額1,820円の値引となります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 M・E・M

0120-880-553

<受付時間> 24時間365日 有人にて電話受付対応

※下記営業時間外は受付のみとなるため、回答が翌営業日となる場合もございます。